

健康／大人の健診

大人の各種健康診査

- ご自分の健康のため、ご家族のためにも定期的に検診を受けましょう
- 毎年5月に郵送している「各種検診申込調査」によりお申込みください。
- 日程等の詳細は「広報かしま」をご覧ください。
- 対象者の年齢は毎年4月1日現在です。
- 料金は「生活保護および住民税非課税世帯」「後期高齢医療被保険者」「無料クーポン対象」の人は無料です。
- がんセット検診**
- ご希望の検診を午前中にまとめて受診できます。
- 1種類でも受診可能です。



項目	対象者	検査内容	実施場所	料金
胃がん検診	40歳以上	バリウムを飲みレントゲン撮影	保健センター (エイブル1階)	1,000円
肺がん検診		胸部レントゲン撮影 喀痰検査(問診で必要な人)		300円 700円(痰)
大腸がん検診		検査キットによる便潜血反応検査		600円
前立腺がん検診	50歳以上の男性	血液検査(採血)		700円

乳・子宮がん検診

- 乳がん検診は国の方針により、2年に1回の受診になります。
- 子宮がん検診は毎年受診が可能になりました。
- 2種類をまとめて受診できます。
- 1種類でも受診可能です。



項目	対象者	検査内容		実施場所	料金
乳がん検診	40歳以上で前年度未受診の女性	マンモグラフィ(乳房レントゲン)		保健センター (エイブル1階)	40歳代 1,200円 50歳以上 700円
子宮がん検診	20歳以上の女性	集団	子宮頸部細胞診	保健センター (エイブル1階)	700円
		個別	子宮頸部細胞診	県内登録医療機関	2,100円
			子宮頸・体部細胞診		3,200円

【お問い合わせ】
保健センター TEL 0954-63-3373

健康／大人の健診

大人の各種健康診査

肝炎ウイルス検査

- 40・45・50・55・60・65歳の方は、無料で検査ができます。

項目	対象者	検査内容	実施場所	料金
肝炎ウイルス検査	30歳以上で過去未検査者	B・C型肝炎ウイルス血液検査	保健センター (エイブル1階)	B型 : 300円 C型 : 400円 B型+C型 : 700円

ピロリ菌検査

- 市報により募集します

項目	対象者	検査内容	実施場所	料金
ピロリ菌検査	30歳～39歳	血液検査	保健センター (エイブル1階)	300円

骨粗しょう症検診

- 市報により募集します

項目	対象者	検査内容	実施場所	料金
骨粗しょう症検診	40歳・45歳・50歳・55歳 60歳・65歳・70歳女性	腕のレントゲン撮影	保健センター (エイブル1階)	600円

結核健康診断

- 申込みは不要です。
- 対象の人へは受診票を郵送します。(肺がん検診受診者を除きます。)

項目	対象者	検査内容	実施場所	料金
結核健康診断	65歳以上	胸部レントゲン撮影	各地区公民館や保健センター (エイブル1階)	無料

【お問い合わせ】
保健センター TEL 0954-63-3373

健康相談

成人健康相談

相談の内容

血圧測定・尿検査・個別相談等

日時

毎月第1水曜日 9時30分から10時30分まで

会場

鹿島市保健センター(エイブル1階)

相談できる方

鹿島市民ならどなたでも

相談相手

保健師、看護師

予約方法

予約はできません。当日の時間内に受付をお願いします。

【お問い合わせ】
保健センター TEL 0954-63-3373



国保の特定健診

特定健診を受けましょう

特定健診は自覚症状がなく進行する生活習慣病を見つけるチャンスです。

年に一回は、自分の健康状態を確認しましょう！

●鹿島市国保の特定健診

対象者

年度内に40歳～74歳になる国保加入者

※現在、生活習慣病で治療中の人も、特定健診を受けることができます。

健診場所

県内の委託医療機関

(詳細は受診票等と一緒にお知らせします)

健診期間

毎年5月1日から11月30日

自己負担

1,000円

持っていく物

受診券、受診票、国保保険証

※受診券、受診票は4月下旬にお送りします。

※受診票は必ず事前に鉛筆で記入し、折り曲げたり、丸めたりしないでください。

特定保健指導

健診結果に応じて、メタボリックシンドロームのリスクがある人は、特定保健指導(積極的支援・動機付け支援)を、医師・保健師・管理栄養士等から無料で受けることができます。特定健診の結果、保健指導が必要となられた人はぜひご利用ください。

●特定健診・特定保健指導を受けると

生活習慣病を早期に発見できる

特定健診を受ければ、生活習慣病の進行を早い段階で発見できます。

計画的に生活習慣を改善できる

特定保健指導で生活習慣病を発症する危険度に応じて支援が受けられます。無理のない計画を立てて実践するので、生活習慣の改善もできます。

継続した健康管理ができる

特定健診・特定保健指導の結果は、医療保険者(鹿島市)で保管するため継続的に健康状態を把握できます。

医療費を節約できる

生活習慣病の発症を防ぐことで、家庭の医療費を節約できます。結果として国民医療費の削減になり、保険料の抑制にもつながります。

【お問い合わせ】
保健センター TEL 0954-63-3373

高齢者の予防接種

インフルエンザ予防接種

対象者

毎年12月31日までに下記の1又は2に該当される人

●65歳以上の人

●60歳～64歳までの人で、心臓、腎臓、呼吸器等に重い病気のある人(身体障害者手帳1級程度の人)
(主治医の診察により接種可となった人)

期間

毎年10月1日～12月31日

※医療機関によっては、異なることがありますので、各自ご確認ください。

接種回数

1回

医療機関

佐賀県内のインフルエンザ予防接種実施医療機関で受けることができます。

※医療機関は鹿島市のホームページ「高齢者のインフルエンザ予防接種」からダウンロードできます。

料金

自己負担金1,300円(医療機関の窓口でお支払いください)

※生活保護世帯及び中国残留邦人支援給付世帯の人は無料

方法

1週間ほど前までに直接医療機関へお申し込みください。

持っていく物

健康保険証または後期高齢者医療被保険者証

その他

※熱のある人や医師が接種できないと判断した人は受けられません。

肺炎球菌感染症予防接種

過去に23価肺炎球菌ワクチンを接種した人は対象外です。対象者の接種期限は毎年3月31日までです。

この制度で定期接種の助成対象となるのは、1人1回までです。

対象者

〈平成31年度以降〉各年度内に65歳になる人。

対象者には4月頃、通知を郵送します。

〈平成30年度〉平成30年度内に60,65,70,75,80,85,90,95,100歳になる人。

接種回数

1回

自己負担

2,500円(医療機関窓口でお支払いください)

※生活保護世帯の人は無料

接種方法

県内の実施医療機関へ直接お申し込みください。

国民健康保険

受けられる給付

病気やけがをしたとき(療養の給付)

病気やケガをしたときは、医療機関や保険薬局で被保険者証を提示すれば、下記の負担で医療を受けられます。70歳以上75歳未満の人は、高齢受給者証も一緒に提示してください。

(平成30年8月から、被保険者証と一体型になります)

義務教育就学前…2割(※1)

義務教育就学以上70歳未満…3割

70歳以上75歳未満…1割(※2)(現役並み所得者は3割)

70歳以上75歳未満…2割(現役並み所得者は3割)

※1 子どもの医療費助成により、負担額が軽減されます。

※2 昭和19年4月1日以前に生まれた人の負担割合は、法律では2割と定められていますが、国の特例措置により75歳到達までは1割の負担となっています。

医療費を全額負担したとき(療養費)

次のような場合に医療費を全額負担したときは、申請することで負担割合相当額を除いた額が療養費として支給されます。

●医療費を全額負担したとき(療養費)

1. やむを得ない理由で被保険者証を持たずに受診したとき

申請に必要なもの

- 被保険者証
- 全額を支払った医療費の領収証
- 印かん
- 世帯主名義の振込先口座の通帳
- 国民健康保険療養費支給申請書
- 通知カードまたはマイナンバーカード

2. 医師が必要と認めたコルセットなどの補そう具代がかかったとき

申請に必要なもの

- 被保険者証
- 医師の証明書
- 購入した補そう具の見積書、請求書、領収書
- 印かん
- 世帯主名義の振込先口座の通帳
- 国民健康保険療養費支給申請書
- 通知カードまたはマイナンバーカード

【お問い合わせ】
保険健康課 TEL 0954-63-2120

国保に加入する人

職場の健康保険(協会けんぽ、健康保険組合、共済組合など)に加入している人、後期高齢者医療制度の対象となる人、生活保護を受けている人以外は、原則として、お住まいの市町村などの国民健康保険の被保険者となります。

国保では、1人ひとりが被保険者ですが、加入は世帯ごとで行い、世帯主がその届け出をします。

国保への届け出

国保に加入するとき、やめるときは、必要書類を添えて14日以内に市民課窓口へ届け出が必要です。

国保の手続きにはマイナンバー(個人番号)が必要です。申請書等にマイナンバーを記入していただきますので、マイナンバーのわかるものおよび本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード等)を持参してください。

加入するとき

●転入→他市町村からの転出証明書

●出生(出生届のとき手続き)

→出生届書・印かん・母子健康手帳

●職場の健康保険などをやめたとき

→職場の健康保険の喪失証明書または雇用保険の離職票

●生活保護を受けなくなったとき

→保護廃止通知書

やめるとき

●転出→被保険者証

●死亡→被保険者証

●職場の健康保険などに加入したとき

→国保の被保険者証・職場の健康保険証

●生活保護を受け始めたとき

→被保険者証・保護開始通知書

修学で鹿島市から離れている人

修学により鹿島市を転出され、親元を離れている人も、申請することで鹿島市国保に加入できます。

●修学されている人の学生証または在学証明書

長期入院や福祉施設へ入所される人(住所地特例)

鹿島市国保の被保険者の人が、長期入院や特別養護老人ホームや児童福祉施設へ入所するために転出された場合でも、引き続き鹿島市国保の被保険者となります。

本来ならば施設所在地の市町村国保へ加入することになりますが、施設住所地の市町村の国保財政の圧迫を是正するための制度です。

長期入院や特別養護老人ホームや児童福祉施設、介護保険施設に入所するために転出される場合は、市民課または保険健康課の窓口へご相談ください。



国民健康保険

医療費が高額になったとき(高額療養費)

1か月の医療費の自己負担が高額になったとき、申請して認められると限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。医療費の限度額はその世帯の所得や被保険者の年齢によって異なります。

また、1か月に1つの医療機関ごとの窓口負担が限度額までで済む「限度額適用認定証」を交付しています。

「限度額適用認定証」が必要な方は、被保険者証を持って保険健康課窓口へお越しください。

なお、給付限度額は世帯の所得等によって異なります。

申請に必要なもの

- 被保険者証
- 該当する医療費の領収書
- 印かん
- 世帯主名義の振込先口座の通帳
- 国民健康保険高額療養費支給申請書
- 通知カードまたはマイナンバーカード



医療費が高額で介護保険の受給者がいる場合

●高額医療・高額介護合算療養費

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の両方の自己負担を合算し、年間の限度額を超えた場合は、申請により認められると限度額を超えた分を高額介護合算療養費として支給します。申請受付は、保険健康課の窓口です。

計算期間は8月1日から7月31日までの1年間となります。

なお、給付限度額は世帯の所得等によって異なります。

申請に必要なもの

- 被保険者証
- 印かん
- 振込先口座の通帳
- 自己負担額証明書(1年間(8月1日～7月31日)に、複数の医療保険に加入したとき、以前加入していた医療保険者から交付されます)
- 個人番号通知カードまたはマイナンバーカード



【お問い合わせ】
保険健康課 TEL 0954-63-2120

国保加入者への助成制度

●出産育児一時金

被保険者が出産したときに、出産育児一時金として42万円(産科医療補償制度未加入の場合40万4千円)を支給します。妊娠85日以上であれば、死産・流産でも支給します。

詳しくは21ページ「国保加入者の出産育児一時金」をご覧ください。

●葬祭費

被保険者が死亡したときは、申請により葬祭を行った人に、葬祭費として30,000円を支給します。手続きは、市民課窓口です。

●はり・きゅう施術助成

国保の被保険者に、はり・きゅう施術1回あたり900円を助成します。

助成を受けるためには、「はりきゅう受診券」が必要です。「はりきゅう受診券」は、保険健康課で交付しています。

はり・きゅう施術助成は、鹿島市が指定した施術担当者の施術所で受けることができます。



【お問い合わせ】
保険健康課 TEL 0954-63-2120

人間ドック・脳ドック助成

国保加入者を対象にドック検診費用の一部を助成します。病気の早期発見・早期治療の為にぜひご利用ください。

【お問い合わせ】
保健センター TEL 0954-63-3373



国民健康保険

交通事故にあったとき

交通事故など第三者(加害者)から受けた傷病でも、国保により医療機関等を受診できます。

本来、治療費は加害者が支払うものですが、一時的に国保が医療費を立て替え、あとで加害者に費用を請求することになります。

この場合、速やかに「第三者行為による被害届」を保険健康課へ提出していただく必要があります。

ただし、加害者から治療費を受け取ったり示談を済ませたりすると、国保で医療費を負担できなくなる場合や、国保が負担した医療費を返還していただく場合がありますので、示談前にご相談ください。

届け出書類

- 第三者の行為による被害届
- 事故発生状況報告書
- 念書兼同意書
- 誓約書
- 人身事故証明書入手不能理由書

※いずれの書類も鹿島市のホームページからダウンロードできます。



【お問い合わせ】
保険健康課 TEL 0954-63-2120

鍼灸マッサージ無料健康相談・治療体験

相談の内容

東洋医学による健康チェック、健康相談、治療体験

相談日

5月～11月(8月を除く) 第2日曜日10時～14時30分
日時は変更になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

会場

保健センター

相談できる方

鹿島市民ならどなたでも

相談相手

鹿島市保険鍼灸師会所属の鍼灸マッサージ師

予約方法

予約不要です

【お問い合わせ】
保険健康課 TEL 0954-63-2120

地域包括支援センター

高齢者の生活を総合的に支えて行くための拠点として、介護予防に関するマネジメントなど高齢者への総合的な支援を行います。

●主な事業

介護予防ケアマネジメント

介護予防の相談や介護予防ケアプランの策定を行います。

総合相談・支援

介護予防だけでなく、様々な制度を利用した支援を行います。

権利擁護、虐待早期発見・防止

高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業の拠点として、総合的な対応を行います。

包括的・継続的マネジメント

ケアマネジャーのネットワークの構築や困難事例に対する助言などを行います。

【お問い合わせ】
地域包括支援センター TEL 0954-63-2160



介護予防体操





介護保険

介護保険の運営

杵藤地区(鹿島市・武雄市・嬉野市・大町町・江北町・白石町・太良町)では、介護保険を杵藤地区広域市町村圏組合が保険者となって運営しています。

各種申請受付、相談については保険健康課で行っています。

介護保険のしくみ

40歳以上の人全員が被保険者(加入者)として保険料を負担し、介護が必要と判断されたときには費用の一部(原則として1割)を支払ってサービスを利用します。

65歳以上の人を第1号被保険者、40歳から64歳までの医療保険に加入している人を第2号被保険者といいます。

介護保険の対象者

●65歳以上の人(第1号被保険者)

原因を問わず、介護や日常生活の支援が必要となったとき、要介護認定を受けて介護保険のサービスを利用できます。

●40歳から64歳までの人(第2号被保険者)

老化が原因とされる病気(特定疾病)により、介護や日常生活の支援が必要となったとき、要介護認定を受けて介護保険のサービスを利用できます。

介護サービスを利用するには

介護保険のサービスを利用するには、申請をして要介護認定を受ける必要があります。

本人または家族が保険健康課の窓口で申請を行います。

本人または家族が申請できない場合は、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設などに申請を代行してもらうことができます。

申請に必要なもの

●65歳以上の人

印かん、主治医の意見書、介護保険被保険者証

●40歳から64歳までの人

印かん、主治医の意見書、医療保険証

保険料の納めかた

●65歳以上の人(第1号被保険者)

老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金が年額18万円以上の人は年金からの天引きで納めます。

年度の途中で転入した人や65歳になった人、老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金が年額18万円未満の人は納付書で納めます。

●40歳から64歳の人(第2号被保険者)

加入している医療保険と一緒に納めます。

介護サービス利用者負担の軽減

社会福祉法人の介護サービスの利用費について、次の要件をすべて満たす人は、利用者負担が軽減されます。

軽減割合は利用者負担額(介護サービスに要した費用の自己負担額、食費、居住費)の1/4(老齢福祉年金受給者は1/2、生活保護受給者の個室の居住費は全額)です。

対象者および要件

生活保護受給者または世帯全員が市町村民税非課税であり、以下の5つの要件をすべて満たす必要があります。

※(介護予防)短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービスを利用されている人は、『特定入居者介護(予防)サービス費』が支給されていることも要件となりますので、負担限度額申請の手続きも行ってください。

●1年間の収入が単身世帯で150万円、世帯員1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

●預貯金等が単身世帯で350万円、世帯員1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

●日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

●市民税課税者の市民税の控除対象者、医療保険の被扶養者になっていないこと。

●介護保険料を滞納していないこと。

軽減対象となるための手続き

軽減の要件に該当する人で、この軽減を受けようとするには保険健康課へ申請が必要です。該当すれば『確認証』が交付されますので、利用のときに提示してください。

すでに『確認証』を交付されている人も、有効期限が7月31日までですので、保険健康課で更新の申請をしてください。

申請に必要なもの

●印かん

●世帯全員の通帳の写し

(1月1日～12月31までの期間がすべて記載され、申請から1か月以内の残高が記載されていること。)

●世帯全員の収入を確認できる書類

(各種年金、保険等の支払通知書、給与支払証明書、確定申告書の控え等)



【お問い合わせ】

保険健康課 TEL 0954-63-2120

後期高齢者医療

被保険者証

75歳になる人には、75歳の誕生日の10日程度前に被保険者証が送付されます。

65歳以上で障がい認定の人は、申請した日の3～5日後に被保険者証が送付されます。

被保険者証は毎年8月に更新となりますので、有効期限は各年7月31日となっています。

【お問い合わせ】

保険健康課 TEL 0954-63-2120

所得区分

現役並み所得者

本人または同一世帯の後期高齢者医療の被保険者の住民税課税所得が145万円以上の人。ただし、以下に該当する場合は一般となります。

●被保険者が複数いる世帯

同一世帯の被保険者の合計収入額が520万円未満

●被保険者が1人の世帯

その被保険者の収入額が383万円未満

●被保険者が1人の世帯であって、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる世帯

被保険者および同一世帯の70歳以上75歳未満の人の合計収入額が520万円未満

一般

現役並み所得、区分Ⅱ、区分Ⅰ以外の人。

区分Ⅱ

世帯の全員が住民税非課税の方で、区分Ⅰ以外の人。

区分Ⅰ

世帯の全員が住民税非課税の人で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人。

【お問い合わせ】

保険健康課 TEL 0954-63-2120



後期高齢者医療

受けられる給付

病気やケガをしたとき(療養の給付)

病気やけがで医療機関等を受診した場合、被保険者証を提示すれば、1割または3割の負担で医療を受けられます。

一般・区分Ⅰ・区分Ⅱ… 1割

現役並み所得者… 3割

※区分Ⅰ・区分Ⅲは61ページ参照

医療費を全額負担したとき(療養費)

次のような場合に医療費を全額負担したときは、申請することで負担割合相当額を除いた額が療養費として支給されます。

①やむを得ない理由で被保険者証を持たずに受診したとき

●申請に必要なもの

- 被保険者証
- 支払った医療費の領収書
- 被保険者名義の振込先口座の通帳
- 印かん
- 通知カードまたはマイナンバーカード

②医師が必要と認めたコルセットなどの補装具代がかかったとき

●申請に必要なもの

- 被保険者証
- 医師の証明書
- コルセットなどの見積書、請求書、領収書
- 被保険者名義の振込先口座の通帳
- 印かん
- 通知カードまたはマイナンバーカード

入院した時の食事代(標準負担額)

入院した時の食事代は、所得区分により1食当たりの標準負担額が決まります。



「後期高齢者医療」へ加入するには、何か手続きが必要なの？

「後期高齢者医療制度」は75歳以上の方が加入する医療制度で、75歳の誕生日を迎えると、それまで加入していた国民健康保険や被用者保険(健康保険や共済組合等)から後期高齢者医療制度に移ります。このとき、特別な手続きをする必要はなく、誕生日と同時に自動的に国保から脱退＆後期高齢者医療制度に加入となります。

医療費が高額になったとき(高額療養費)

1か月の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、その超えた額を高額療養費として支給します。限度額は、その世帯の所得などによって異なります。

世帯全員が住民税非課税(区分Ⅱ・Ⅰ)の方は、医療機関での窓口負担が限度額までとなる「限度額適用・標準負担減額認定証」を交付しています。

「限度額適用・標準負担減額認定証」の交付を受けるためには、保険健康課国保係にて申請が必要です。ただし、前年度に交付を受け、今年度も交付対象となる方には、被保険者証の更新時に送付します。

医療費が高額で介護保険の受給者がいる場合(高額介護合算療養費)

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の両方の自己負担を合算し、限度額を超えた場合、申請して認められると限度額を超えた分を高額介護合算療養費として支給します。

なお、対象期間は毎年8月～7月の1年間となります。

【お問い合わせ】
保険健康課 TEL 0954-63-2120

後期高齢者の健康診査

対象者

- 75歳以上の人
- 65歳～74歳の障がい認定による後期高齢者医療受給者

健診場所

県内の委託医療機関

(詳細は受診票と一緒にお知らせします)

健診時期

10月～11月

自己負担

無料

持っていく物

受診券、受診票、後期高齢者医療保険証

お願い

※受診票は必ず事前に鉛筆で記入し、折り曲げたり、丸めたりしないでください。

【お問い合わせ】
保健センター TEL 0954-63-3373

後期高齢者医療

加入者への助成制度

葬祭費支給

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人(喪主)に葬祭費として30,000円を支給します。手続きは、市民課の窓口です。

はり・きゅう施術料金の助成

1年度につき36回まで、はりきゅう施術1回あたり900円を助成します。

助成を受けるためには「はりきゅう受診券」が必要になります。「はりきゅう受診券」は保険健康課の窓口で交付します。

ただし、年度途中で後期高齢者医療制度へ加入された場合の助成回数は、「加入月から年度末までの月数×3回」となります。

はり・きゅう助成は、鹿島市が指定した施術担当者の施術所で受けることができます。

- 「はり・きゅう受診券」の交付に必要なもの
被保険者証



【お問い合わせ】
保険健康課 TEL 0954-63-2120

交通事故にあったとき

交通事故など、第三者の行為が原因でケガや病気をした場合でも、後期高齢者医療制度により医療機関を受診できます。

ただし、後期高齢者医療広域連合へ届け出(第三者行為による被害届)が必要です。

この場合、後期高齢者医療が医療費を立て替え、あとで加害者に費用を請求することになりますが、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると後期高齢者医療が使えなくなる場合がありますので、示談前にご相談ください。

※詳しくは59ページをご参照ください。



【お問い合わせ】
保険健康課 TEL 0954-63-2120

保険料の納め方

年金の受給額が月額15,000円以上の方

次のどちらかの方法で、保険料をお支払いいただきます。

●2か月ごとに支給される「年金」からのお支払い

2か月ごとに支給される年金から、あらかじめ差し引かれます。ただし、介護保険料と合わせて年金額の半分以上を超える場合は、納付書または口座振替でのお支払いとなります。

●被保険者ご本人、世帯主、配偶者等の口座からの「口座振替」によるお支払い

口座振替によりお支払いいただきます。口座振替によるお支払いには、口座振替を行う金融機関で手続きが必要です。

※「(1)年金からのお支払」から「(2)口座振替によるお支払」への変更を希望する場合は、上記金融機関での手続きに加え、保険健康課の窓口で手続きが必要です。

年金の受給額が月額15,000円未満の方

納付書または口座振替でお支払いいただきます。口座振替を希望する場合は、口座振替を行う金融機関で手続きが必要です。

【お問い合わせ】
保険健康課 TEL 0954-63-2120

後期高齢者医療制度の保険証が変わります

後期高齢者医療制度の保険証は、年1回、8月1日に更新を行います。

新しい保険証は、7月下旬に簡易書留で郵送します。8月1日からは新しい保険証を医療機関に提示してください。

なお、有効期限が過ぎた古い保険証は、8月1日以降に裁断するなどご自身で破棄するか、保険健康課まで返却してください。

【お問い合わせ】
保険健康課 TEL 0954-63-2120





障害がい福祉

障害者手帳

身体障害者手帳

身体障がいのある人に対して、指導・相談や各種の福祉サービスを受けやすくするための手帳です。

療育手帳

知的障がいのある人に対して、指導・相談や各種の福祉サービスを受けやすくするための手帳です。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人に対して、指導・相談や各種の福祉サービスを受けやすくするための手帳です。

【お問い合わせ】
福祉課 TEL 0954-63-2119

障がい者の福祉サービス

居宅介護(ホームヘルプ)

自宅で、入浴や排せつなどの介助、食事の介護などを行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴や排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。

行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に、行動の際の危険を回避するために、必要な支援、外出時における移動支援などを行います。

重度障害者など包括支援

常時介護を必要とする障がい者であって、その介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。

児童デイサービス

障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

短期入所(ショートステイ)

自宅で介護する人が病気の場合などに、障害者支援施設などに短期間の入所をさせ、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴や排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

障害者支援施設での夜間ケアなど(施設入所支援)

施設に入所する人に夜間や休日、入浴や排せつ、食事の介護などをを行います。

自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援(A型＝雇用型 B型＝非雇用型)

一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

相談支援事業

障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。

コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳などを行う者の派遣などを行います。

日常生活用具の給付

重度の障がいがある人などに対し、日常生活用具(ベッド、訓練用イス、入浴補助用具、盲人用体温計、点字器、ストマ用装具など)の給付を行います。

補装具の交付・修理

障がいのある人が、日常生活や社会生活を容易にするための補装具の交付又は修理を行います。(車イス、肢体装具、歩行器、盲人安全つえ、補聴器など)

移動支援事業

屋外で移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。

地域活動支援センター

障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進など便宜を図ります。

訪問入浴サービス事業

自宅の浴槽で入浴ができない障がいのある人に対して、浴槽を提供して入浴サービスを行います。

日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を提供し、その家族の就労や一時的休養を確保するため、障がいのある人の一時預かり事業を行います。

自動車改造費の助成

身体障害者本人が運転する自動車について、改造に必要な費用の一部を助成します。

障害者自動車運転免許取得費の助成

身体・知的又は精神障害者の人が就労など社会参加を進めるために、自動車運転免許証を取得する場合、取得に要した費用の一部を助成します。

【お問い合わせ】
福祉課 TEL 0954-63-2119

障がい者の医療サービス

●重度心身障害者医療費助成制度

対象者

県内に住所を有する国民健康保険、その他の各種健康保険、後期高齢者医療制度の加入者で、

1. 身体障害者手帳1級～2級
2. 知能指数35以下
3. 身体障害者手帳3級でかつ知能指数50以下

のいずれかに該当する人は、

- ・受給資格証を発行します
- ・所得制限があります
- ・入院時食事療養費の標準負担額は助成対象外となります。

・1人1月500円の自己負担となります。

※様式は市のホームページからダウンロードできます。



障害がい福祉

●自立支援医療の給付

身体障害者(児)の障がいの軽減や機能回復、精神障害者の医療普及を図るために3つの医療があり、医療の給付を受けることができます。

自己負担は原則として医療費の1割を負担していただきます。ただし、世帯の所得水準によってはひと月あたりの負担に上限額を設定します。また、入院時の食事療養費及び生活療養費(標準負担額相当)については原則自己負担となります。(所得制限があります)

1. 更生医療の給付

対象者

身体障害者(18歳以上)

主な給付対象例

- 視覚障害(白内障手術、角膜移植術など)
- 聴覚障害(人工内耳埋込術、鼓室形成術など)
- 音声言語そしゃく機能障害(口蓋裂手術など)
- 肢体不自由(関節置換手術など)

2. 育成医療の給付

対象者

身体障害児(18歳未満)

主な給付対象例

音声言語そしゃく機能障害(口蓋裂手術)

3. 精神通院医療の給付

(旧精神障害者通院医療費公費負担制度)

対象者

精神障害者・児

主な給付対象例

統合失調症、そううつ病、うつ病、認知症、てんかんなど

●難聴児の補聴器購入・修理費助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度または中度難聴児の補聴器購入・修理費の一部を助成します。

対象児

18歳以下で、保護者が市内に住所を有する人

助成額

購入費の3分の2

※購入費には基準額があります。交付要件・申請方法など詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ】
福祉課 TEL 0954-63-2119



障がい福祉

運賃等各種料金の割引

●JR運賃

障がいのある人が、単独または介護者とともに、JRを利用する場合に、運賃が割引されます。(条件あり)

相談窓口

JR各駅の窓口

手続き

乗車券購入時に窓口で手帳を提示します。

●バス運賃

相談窓口

佐賀県バス・タクシー協会 電話0952-31-2341

手続き

自動販売機で切符購入する場合は5割引の切符を購入し、降車時に手帳を提示します。

●航空運賃

相談窓口

各国内航空会社

手続き

航空券購入時に身体障害者手帳または療育手帳を販売窓口に提示します。



●タクシー運賃

相談窓口

佐賀県バス・タクシー協会 電話:0952-31-2341

対象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者

割引率

メーター器表示額10%

手続き

降車時に手帳の提示が必要です。



●福祉タクシー券の給付

重度の障がい者等を対象に、定額のタクシー券を交付します。

相談窓口

鹿島市役所福祉課

●有料道路通行料金

高速道路株式会社や都道府県の道路公社等が管理する有料道路の通行料金が割引になります。

相談窓口

鹿島市役所福祉課

手続き

事前に鹿島市役所福祉課で身体障害者手帳または療育手帳に「割引対象者である旨」「自動車登録番号」「割引有効期限」の記載を受けます。料金所では手帳を提示し、記載事項などについて確認を受けることが必要です。

●NHK放送受信料

相談窓口

NHK佐賀放送局 電話:0570-077-077

対象

●全額免除

「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税(住民税)非課税の場合

●半額免除

・視覚・聴覚障害者が世帯主の場合

・重度の障がい者(身体障害者、知的障害者、精神障害者)が世帯主の場合

●携帯電話基本使用料等

相談窓口

各携帯電話取扱店

対象

身体障害者手帳、療育手帳、
精神障害者保健福祉手帳所持者



【お問い合わせ】
福祉課 TEL 0954-63-2119

税の障害者控除・減免

●所得税

(相談窓口:武雄税務署 TEL 0954-23-2127)

●障害者控除

対象者

本人、配偶者、扶養家族が障がい者

手帳等級

身体3～6級、療育B、精神2～3級

控除額

27万円

●特別障害者控除

対象者

本人、配偶者、扶養家族が障がい者

手帳等級

身体1～2級、療育A、精神1級

控除額

40万円



●住民税

(相談窓口:鹿島市税務課 TEL 0954-63-2118)

●障害者控除

対象者

本人、配偶者、扶養家族が障がい者

手帳等級

身体3～6級、療育B、精神2～3級

控除額

26万円

●特別障害者控除

対象者

本人、配偶者、扶養家族が障がい者

手帳等級

身体1～2級、療育A、精神1級

控除額

30万円

●軽自動車税

79ページをご覧ください。

【お問い合わせ】
福祉課 TEL 0954-63-2119

パーキングパーミット制度の利用証

佐賀県パーキングパーミット制度の利用証を市役所でも交付します。

この制度は、身障者用駐車場の利用にあたり、県内共通の利用証を交付し、駐車スペースを確保するもので、県が協定を結んだ施設の専用駐車場で利用することができます。

対象者

●身体に障がいのある人で歩行が困難な人

●一時的に歩行が困難な人

(けが・病気をしている人、妊産婦)

●高齢者(要介護1以上の人)で

歩行が困難な人

●難病等により歩行が困難な人

●知的障がいのある人(療育手帳Aをお持ちの人)で

歩行が困難な人

必要書類

●窓口に来られる人の身分証明書

●歩行困難を示す書類

(障害手帳、母子手帳、介護保険証、診断書など)



【お問い合わせ】
福祉課 TEL 0954-63-2119

障がい者相談

●身体障がい者相談

●知的障がい者相談

身体障害者福祉法および知的障害者福祉法に基づく身体・知的障害者相談員をご存知ですか。相談員は
・手帳を持っているけれど、どういうサービスが受けられるの？

・手帳を取得するにはどうしたらいいの？

・困っているけれど誰に相談にたいいか分からない

などの相談を受け、必要なときには適切な機関への案内などを行います。

【お問い合わせ】
福祉課 TEL 0954-63-2119

ご相談ください「障がい者虐待防止センター」

市では24時間体制の相談窓口として鹿島市障がい者虐待防止センターを設けています。

障がい者虐待とは次の3つのことをいいます。

●養護者による障がい者虐待

障がい者が家族や親族(同居人)等から虐待を受ける行為

●障害者福祉施設従事者等による

障がい者虐待 障害福祉サービスを
提供する事業所の職員から虐待
を受ける行為

●使用者による障がい者虐待 障がい者を雇用する一般
企業から虐待を受ける行為

虐待は次の5つに分類しています。

●身体的虐待

障がい者に暴力や暴行、傷や痛みを与える行為

●性的虐待 障がい者に理由もなく性的な行為やその強要
を行うこと

●心理的虐待 障がい者を脅したり言葉・無視・嫌がらせ
などにより精神的に苦痛を与えること

●放棄・放任 食事・排泄・入浴などの世話をせず、必要な
福祉サービスや教育・医療をうけさせないこと

●経済的虐待 本人の同意なしに財産や年金・賃金を使う
こと

相談窓口

●市役所福祉課障がい者虐待防止相談窓口

月曜～金曜日(祝日を除く)

8時30分から17時15分まで

電話 0954-63-2140

●鹿島市障がい者虐待防止センター

24時間対応 電話 080-6455-6709





高齢者福祉

在宅福祉サービス

●地域包括支援センター運営事業(包括的支援事業)

詳しくは「地域包括支援センター」(59ページ)をご覧ください。

●生きがいデイサービス事業

心身の状況、その置かれている環境等に応じて、デイサービスセンターでレクリエーション、食事、生活指導などのお世話をします。

対象者

65歳以上の独居、高齢者のみの世帯等の人でデイサービスを必要とされる人。

●軽度生活援助事業

心身の状況、その置かれている環境等に応じて、必要なホームヘルプサービス事業を行います。

対象者

65歳以上の独居、高齢者のみの世帯等の人でホームヘルプサービスを必要とされる人。

●食生活改善事業(会食会)

ひとり暮らし等の高齢者が地区の公民館などに集まり一緒に食事を作って食べ、食生活指導の講演会や健康に関する講演を受講することで、食生活を改善します。

●グループリビングショートステイ(短期入所)事業

心身の状況、その置かれている環境等に応じて、一時的に施設でのサービスが必要になった人に対し、グループリビングの空き部屋に短期入所させ、健全で安らかな日常生活を送れるよう、また家族の介護負担の軽減を目的に支援します。

対象者

おおむね65歳以上の人で、身の回りの事が自分でできる人。

●食の自立支援事業

『食』の自立支援の観点から食事の準備が困難な高齢者や身体障害者の人へ月曜から土曜日(祝祭日も実施)まで夕食を自宅へお届けするとともに、毎日の安否確認などを行います。1食あたり400円です。

対象者

65歳以上の独居、高齢者のみの世帯等で、身体的に調理が困難で、日常的に見守りが必要な人。

●成年後見制度利用支援事業

身寄りのない認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の後見人選定の申立を市長が家庭裁判所へ行います。また、必要な人には経費及び後見人等の報酬の一部を助成します。

【お問い合わせ】

保険健康課 TEL 0954-63-2120

日常生活用具の給付

●紙おむつ等の支給

在宅の高齢者で、常時失禁状態にある寝たきりなどの人に、紙おむつ等を支給します。ただし、所得税非課税の世帯に限ります。

施設サービス

●グループリビング(高齢者共同生活)事業

在宅一人暮らしなどの高齢者が、お互いに生活を共同化・合理化して共同生活形態をつくり、自立した健全で安らぎのある日常生活を送ります。

対象者

家事などが自分でできるおおむね65歳以上の人で、共同生活ができる人。

長寿のお祝い

●敬老祝金

9月1日現在、鹿島市に1年以上居住している、

●88歳の人に20,000円

●100歳以上に30,000円

●最高齢の人に50,000円

の敬老祝金を支給します。

●高齢者慰問

市内の100歳以上の人に対し、訪問し長寿をお祝いします。また、100歳の人には国から記念品が贈られます。

●敬老会

各地区で開催される敬老会主催者に対し交付金の交付を行っています。



【お問い合わせ】

保険健康課 TEL 0954-63-2120

ちょっとブレイク

気になる「健康寿命」

「健康寿命」は、健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間のことです。

平均寿命と健康寿命の間には、男性で約9年、女性で約13年の差があります。2015年の統計では、佐賀県民の健康寿命は男性が71.15歳で全国24位、女性は74.19歳で全国32位。

平均寿命が伸びるにつれて健康寿命も伸びていますが、平均寿命と健康寿命の差が縮まっていくことが一番！

誰もが最後まで、健康でいきいきとした生活を送りたいと思っています。健康寿命も延ばしましょう！

社会福祉協議会

社会福祉協議会とは

鹿島市社会福祉協議会は、昭和30年4月に任意団体として発足し、昭和42年6月に社会福祉法に基づく公的な団体「社会福祉法人」の認可を得て本格的に動き出しました。略して「社協」と呼ばれています。すべての市区町村、都道府県、指定都市に設置され、その全国ネットワークによる活動を進めている団体です。

「住み慣れた地域で、家族や友人とともに安心して暮らしたい」。これは、すべての人の共通の願いです。鹿島市社協は、こうした鹿島市民の願いをかなえるために、地域住民の皆さまや行政機関、各種団体、福祉施設等と連携し、総合的な「地域福祉」の推進を図るために日々活動しています。

生活支援体制整備事業

誰もが住み慣れた場所で安心して生活を続けていくために「生活支援コーディネーター」や「協議体」を設置し、地域の情報を共有したり将来の地域像を話し合う中で、地域ならではの支え合いの仕組みを考えます。

また、地域住民が主体となった「住民同士の支え合いのまちづくり」を推進しています。

ボランティア活動センター

ボランティア活動に関する情報の提供や、活動に関する相談を受けたり、研修会開催等のボランティア啓発活動を行います。

※ボランティア人材バンク登録者募集中(無料)

ふれあい・いきいきサロン事業

自分の住んでいる地域で、住民が主体となって高齢者の集いの場(サロン)を自主的に運営し、ふれあいを通して仲間づくりの輪を広げ、生きがいや社会参加を促進する活動を支援しています。

福祉器具貸出

市内在住で、福祉用具を必要とされる人に、ベッド・車イスなどの貸出を行っております。貸出の期間は多くの人に利用して頂くため、3か月間とします。

※必要に応じて延長ができます。

生活お困りごと相談

生活の中で何らかの困りごと(家賃や公共料金が払えない、引きこもり、就労不安、家族や地域とのトラブルなど)や、心の悩みがある人ならどなたでも相談できます。

相談日時

毎週月曜日から金曜日 9時から午後5時

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始はお休み

場所

市民交流プラザ3階 社協事務所

TEL 0954-62-2447

Mail k-shakyo@po.asunet.ne.jp

※事前にご予約ください。

※個人情報は厳守します。

フードバンク／制服・学用品バンク事業

市民の皆さまから寄付をいただいた食料品(お米や缶詰等の保存ができる物)や、学校の制服、体操服、学用品などを、経済的な理由などで困っている人へ必要に応じて提供して支援しています。

福祉バスの運行

福祉バスは、社会福祉団体などの福祉向上を図ることを目的とし、研修、レクリエーションなどの活動のために運行しています。(マイクロバス2台保有)

福祉サービス利用援助事業

判断能力に不安がある人は、様々な場面で判断に迷い、適切に福祉サービスを受けられない場合があったり、適正な金銭管理ができず、毎日の暮らしのお金の出し入れに困ったり、悪質な訪問販売などのトラブルに巻き込まれる危険があります。

そのような人を支援するため、「福祉サービス利用相談援助」や「日常的な金銭管理サービス」、「書類等の預かりサービス」を実施しています。

上記の他、様々な地域福祉事業を展開しています。詳しくは下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ】 鹿島市社会福祉協議会

TEL 0954-62-2447

ホームページ <http://kashima-shakyo.com>





修学資金貸付

修学資金の貸付

福祉課と鹿島市社会福祉協議会では、高校や大学などに進学される人で、学費の支払が困難な人のために無利子の修学資金貸付申込の受付をしています。

修学資金は在学中毎月貸し付けられる資金で、就学支度金は入学時に1回だけ貸し付けられる資金です。資格の欄で複数の要件がある場合は、すべての要件を満たす必要があります。

貸付金の償還は、返済据置期間が設けられているものもありますので、詳しくはお問い合わせください。

貸し付けを希望する人の全員が、貸し付けを受けることができるとは限りません。また、大学や専門学校の合格内定があまりに早い人については、母子父子寡婦福祉資金で対応できない場合があります。

●市奨学資金(鹿島市)

※他の修学資金貸付との重複利用はできません。

資格

市内に1年以上在住
学業成績優良の人
中学校3年時の予約申込のみ

申込先

福祉課

学校区分

高校

貸付額

12,000円

償還期間

10年

●母子父子寡婦福祉資金(佐賀県)

※他の修学資金との併用についてはご相談ください。

資格

母子家庭世帯、父子家庭世帯、寡婦世帯

申込先

福祉課

学校区分	貸付額	償還期間
高校(公立)	27,000円以内	9年
高校(私立)	45,000円以内	9年
短大(国公立)	67,500円以内	9年
短大(私立)	79,500円以内	9年
大学(国公立)	67,500円以内	18年
大学(私立)	81,000円以内	18年
専門学校等	27,000円～79,500円以内	9年

※上記の貸付額は自宅通学の場合です。自宅外通学についてはお問い合わせください。



●教育支援費(社会福祉協議会)

資格

- 低所得世帯(母子・父子家庭は除く)
- 佐賀県育英資金、日本学生支援機構第1種奨学金利用優先

申込先

鹿島市社会福祉協議会

学校区分	貸付額	償還期間
高校	35,000円以内	貸付総額200万円以下の場合…10年以内 貸付総額200万円を超える場合…20年以内
高専・短大	60,000円以内	
大学	65,000円以内	

就学支度金の貸付

●母子父子寡婦福祉資金(佐賀県)

資格

- 小・中学校については、母子家庭、父子家庭世帯で前年度所得税住民税が非課税世帯のみ
- 高校(公立・私立)、大学・短大、専門学校等については母子家庭、父子家庭、寡婦世帯

申込先

福祉課

学校区分	貸付額	償還期間
小学校	40,600円以内	5年
中学校	47,400円以内	
高校(公立)	150,000円以内	
高校(私立)	410,000円以内	
大学・短大	370,000円～580,000円以内	
専門学校等	150,000円～580,000円以内	

●就学支度費(社会福祉協議会)

資格

- 低所得世帯(母子・父子家庭は除く)
- 佐賀県育英資金利用優先

申込先

鹿島市社会福祉協議会

学校区分	貸付額	償還期間
高校・高専・大学・短大	500,000円以内	10年以内

【お問い合わせ】

福祉課 TEL 0954-63-2119

社会福祉協議会 TEL 0954-62-2447

民生児童委員

お気軽にご相談を

民生委員・児童委員、主任児童委員は地域の身近な相談相手です

●民生委員・児童委員の日

毎年5月12日は、100年前のこの日に民生委員制度が創設されたことから「民生委員・児童委員の日」と定められました。

12日からの1週間を活動強化週間として、活動の理解を広め、これからも皆さんとともに、安全で安心できるまちづくりに取り組んでいきます。

鹿島市では、96人(内、主任児童委員12人)の委員が活動しています。

●民生委員・児童委員

民生委員は、「民生委員法」および「児童福祉法」により厚生労働大臣に委嘱されたボランティアとして、住民の立場に立って、皆さんの暮らしを支援します。

すべての「民生委員」は「児童委員」を兼ねており、子どもに関わる相談支援活動も行います。

「主任児童委員」は、主に子どもに関する支援活動を行います。

●気軽にご相談ください

民生委員・児童委員、主任児童委員は、地域の身近な相談役、地域と行政機関とのパイプ役としての役割を果たしています。

また、相談についての秘密を守ることが、法律で義務づけられていますので、安心してご相談ください。

【お問い合わせ】

福祉課 TEL 0954-63-2119



自殺対策

自殺対策

あなたの大切な人、悩んでいませんか？

平成10年以来、連続して3万人を超える状況が続きましたが、平成24年に3万人を下回り、平成27年は全国で24,025人、佐賀県では157人(前年比-9)になりました。

しかし、多くの人が自ら命を絶つという状況が続いています。悩みを抱えた人たちに広く支援の手を差し伸べていくことにより、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指しましょう。

大切な人・身近な人の心の声を聞く4つのポイント

- 家族や仲間の変化に気づき、声をかける
- 本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける
- 早めに専門家に相談するよう促す
- 温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

一人で悩まず、まず相談を

- 佐賀こころの電話
TEL 0952(73)5556(平日9時～16時)
- 佐賀いのちの電話
TEL 0952(34)4343(年中無休24時間)
- 杵藤保健福祉事務所
TEL 0954(22)2105(平日8時30分～17時15分)
- 鹿島市役所福祉課
TEL 0954(63)2119(平日8時30分～17時15分)
- 自殺予防いのちの電話
TEL 0120(783)556(毎月10日8時～翌日8時)
- 佐賀県自殺予防夜間相談
TEL 0120(400)337(毎日1時～7時)
- 自死遺族相談電話
TEL 0952-34-4186(平日10時～17時)

鹿島市では月に1回臨床心理士による心の健康相談を実施中。福祉課に予約し、ご利用ください。

自殺対策事業(ゲートキーパー研修会)を実施中。希望される団体は福祉課にご相談ください。

【お問い合わせ】

福祉課 TEL 0954-63-2119

救急医療

救急医療ネットワーク

佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム『99佐賀ネット』において、確認することができます。



佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム『99佐賀ネット』(上記画面)にアクセスし、必要な事項を入力して検索してください。

●アドレス <http://www.qq.pref.saga.jp/>

休日の救急医療

休日に受診できる医療機関です。月によって当番が変わりますので、毎月発行する「広報かしま」でご確認ください。

- 在宅当番医
診療時間／9時～17時
- 鹿島市休日こどもクリニック
診療時間／日曜・祝日および1月1日～1月3日
9時～17時
TEL 0954-63-1838

夜間の小児救急医療

- 診療時間／19時から21時
- 対象／15歳まで

火曜日(1月1日～3日除く)

在宅当番医

水曜日(1月1日～3日除く)

鹿島時間外子どもクリニック
TEL 0954-63-1838

毎日

武雄地区休日急患センター(武雄市武雄町大字昭和300)
TEL 0954-22-5599

※月によって受診できる医療機関が変更になる場合がありますので、受診の際は事前に杵藤地区消防本部救急医療情報案内で確認してください。

- 杵藤地区消防本部救急医療情報案内
TEL 0954-22-4207

【お問い合わせ】

鹿島市保健センター TEL 0954-63-3373

ジェネリック医薬品

国民健康保険と佐賀県後期高齢者医療広域連合では、現在服用している薬をジェネリック医薬品(後発医薬品)に切り替えた場合に、薬代の自己負担額をどのくらい軽減できるか試算した差額通知はがきを「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」として郵送しています。

また、通知書に関する皆さんからのお問い合わせにお応えするために、お問い合わせ専用窓口「国民健康保険中央会コールセンター」を設けています。通知書裏面にコールセンターのフリーダイヤルが記載されていますので、ご利用ください。

ジェネリック医薬品とは?

ジェネリック医薬品は、最初につくられた薬(先発医薬品)の特許が切れた後に販売される医薬品です。先発医薬品と同等の有効成分・効能・効果をもつ医薬品ですが、まったく同一というわけではありません。ジェネリック医薬品を希望する場合は、まずは、かかりつけの医師・薬剤師へご相談ください。

通知の対象となる人

該当月に処方された先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、1か月あたりの自己負担額の軽減が一定以上見込まれる人が対象となります。※必ずしも全員に届くわけではありません。

通知の記載内容

- ◎薬代にかかった金額のみ表示しています。実際の窓口での支払いには、技術料・管理料など、別費用が含まれていることがあります。
- ◎ジェネリック医薬品に切り替えると薬代が安くなる可能性があることをお伝えするもので、切り替えを強制するものではありません。

【お問い合わせ】

保険健康課 TEL 0954-63-2120



市議会

市政と市議会

鹿島市では、まちづくりや福祉、教育、道路、下水道など市民生活に深くかかわる仕事をしています。これらの仕事(市政)には、市民の皆さんの意見が十分反映されなければなりません。

しかし、市民皆さんのすべてが一堂に会して市政の運営について話し合うことは不可能ですので、代表として市議会議員や市長を選挙によって選び、市政の運営をゆだねています。

市議会は、市民の皆さんを代表する議員の合議によって、市政の方針を決定したり、市政が適正に行われているかチェックしたりする機関で「議決機関」といいます。

また、市議会の決定に基づいて実際に仕事を行うのが市長であり、市長をはじめ教育委員会、選挙管理委員会、監査委員などを「執行機関」といいます。

市議会と市長は、まったく対等の立場に立って互いに尊重し、論議し合いながら明るく住みよい鹿島市をつくるために努力しています。

市民と市議会

市民の皆さんの意見を市政に反映していくため、市民の皆さんと市議会には次のような関係があります。

選挙

(詳しくは46ページをご覧ください)
市民の皆さんは、市政の運営をゆだねる市議会議員や市長を選ぶ権利があります。

直接請求

市民の皆さんは、市政に対し異議がある場合には有権者の一定の署名をもって、議会の解散や議員の解職を請求することができます。このほかに、条例の制定・改廃や市長・副市長などの解職、事務の監査などの請求をすることができます。

請願・陳情

市民の皆さんは、市政について意見や要望があれば、いつでも市議会に請願や陳情を提出することができます。

紹介議員のあるものを請願、ないものが陳情となります。請願は定例会で上程され審議されますが、陳情は全議員へ写しを配布します。

市議会の権限

市議会は、市民の皆さんの代表として十分な活動ができるように、いくつかの重要な権限を持っています。その主なものには、次のようなものがあります。

議決権

市議会の最も代表的な権限で、条例や予算を定めたり、決算を認定したり、重要な契約や財産の取得・処分などの決定などを行います。

検査、監査の請求権

市の事務に関する書類や計算書を検閲したり、金銭出納の執行状況を検査したり、市の監査委員に監査を求めるなど、市民の代表として市政を監視します。

意見書の提出権

市の公益に関することについて、議会の意思をまとめた文書を、国会または関係行政庁に対して意見書として提出することができます。

調査権

市の事務を独自に調査し、必要に応じて関係者の出頭や証言などを求めることができます。

その他の権限

議長、副議長、選挙管理委員などを選ぶ選挙権、市長が副市長、監査委員などを選任する場合の同意権、市民から提出された請願の受理権などがあります。

市議会の運営

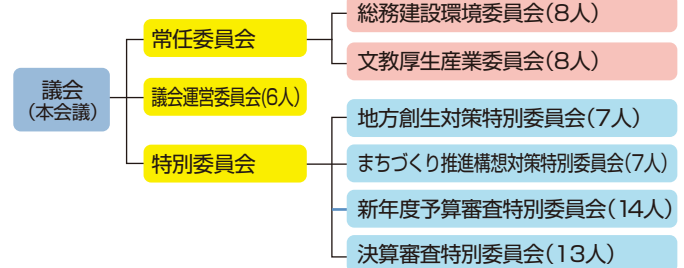
市議会は、市民を代表する16人の議員で構成され、市政運営の方針である予算や条例を審議し、議決する重要な機関です。

本会議は、年4回の定例会(おおむね3月、6月、9月、12月)と、必要に応じて開かれる臨時会があります。

本会議の予備審査のための機関として、総務建設環境、文教厚生産業の2つの常任委員会が設けられ、それぞれの所管に属する議案、請願などの審査、調査を行います。

また、特定の重要な案件を審議するため、必要に応じて特別委員会が設置できる仕組みになっています。

●議会の構成



傍聴のご案内

議会(本会議)は一般に公開され、どなたでも自由に傍聴できます。ご希望の方は、市役所5階の傍聴席入口より入場し、住所、氏名、年齢、性別を傍聴受付票に記入してください。傍聴席の定員は54人で、会議の日ごとに先着順となります。車椅子席のスペースもあります。

【お問い合わせ】

議会事務局 TEL 0954-63-2104